

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編 [2019年版]
報酬告示と留意事項通知

— 追 補 —

本書収載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

1 第2編 補正情報

本書の発行後に、「児童福祉法施行令第27条の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法等の一部を改正する告示（令和元年9月27日厚生労働省告示第129号）」が定められました。

この告示により、「第2編 指定通所支援（児童福祉法）の報酬に係る算定基準」中「第2章 児童発達支援」の「3 児童発達支援給付費の算定基準」に掲載されている報酬告示「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）」の一部が改正され、令和元年10月1日から適用されました。

該当頁	該当箇所	改正後
712頁	「報酬告示」の欄中「4 食事提供加算」の「注1」及び「注2」	注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号にあっては、注2に規定する低所得者等を除き、通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに限る。）（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

		<p>注 2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第 24 条第 6 号に掲げる通所給付決定保護者（同号の規定による市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。</p>

2 第 5 編 補正情報

頁	掲載通知	追加情報	備考
1140 頁	やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 24 年 6 月 25 日障障発 0625 号第 1 号）	「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について（令和元年 9 月 27 日障障発 0927 第 1 号）による一部改正【別添参照】	令和元年 10 月 1 日適用

障障発 0927 第 1 号
令和元年 9 月 27 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成 24 年 6 月 25 日障障発第 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年 10 月 1 日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。）に係る費用徴収額の、令和元年 10 月の算定分から適用することとし、同年 9 月以前の算定分の取扱いについては、なお従前の例による。

新					旧						
(別紙)					(別紙)						
やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準					やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準						
税額等による階層区分			上限月額	障害児通所支援事業所		税額等による階層区分			上限月額	障害児通所支援事業所	
階層区分				徴収金基準額 (月額)		階層区分				徴収金基準額 (月額)	
A・B・C	(略)		(略)	(略)		A・B・C	(略)		(略)	(略)	
D1～D15	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	(略)	(略)	(略)		D1～D15	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	(略)	(略)	(略)	
備考	1～6 (略) 7 <u>措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</u>						備考	1～6 (略) <u>(新設)</u>			